

第1回岡山市一般廃棄物処理業等合理化専門委員会会議概要

1 日 時 平成15年7月31日(木) 午前10時～午後0時6分

2 場 所 岡山市役所 議会棟2階 経済委員会室

3 出席者

委員：奥田委員、兼松委員、蜂谷委員、平松委員、福田委員、真鍋委員、横田委員
岡山市：井口助役、小林環境局長、井上下水道局長、守屋環境事業部長、河内経営総務部長、渡辺建設部長、渡辺事業管理課長、成石事業管理課主幹、三宅事業管理課長補佐、小寺総務法制課員、その他関係部局職員
事務局：保崎環境総務課長、多田環境総務課長代理、岩本環境総務課主事

4 傍聴者 4人

5 会議の概要

(1) 開 会

井口助役から、「平成15年3月28日、包括外部監査の結果報告書が提出され、岡山市のし尿処理合理化学業が対象として取り上げられた。その中で、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」(合特法)の趣旨を生かした合理化学業を実施するため、下水道整備により経営に著しい影響を受けるし尿処理業者に対して事業の安定化のための支援事業について審議会を設置し意見を求めるべき、という意見をいただいた。情報公開の観点から、市民に審議過程も知っていただき、市及び岡山市環境整備協会に対し公正な立場からの意見聴取等を行う機会を設け、また広く市民の立場、公平・公正な立場として意見を承りたく、専門委員会という形をとり、今回の委員構成となった。具体的な審議テーマは、【来年度以降の合理化学業のあり方をいかに考えるか】【これまでの合理化学業の精査】となるが、この委員会の審議、意見を尊重し、今後の合理化学業を進めていきたい。」とあいさつ。

各委員、市幹部職員の紹介を行い、委員の互選により委員長には奥田委員、副委員長に真鍋委員を決定し、両委員挨拶の後、審議会については原則公開とすることが確認され、傍聴を許可し議事に移った。

(2) 説明及び質疑の内容

議題 し尿処理行政の概要について

【総合政策審議会と専門委員会の関係についての質疑】

委員：議題に入る前に、岡山市総合政策審議会とこの専門委員会との関係、総合政策審議会とは何か、簡潔に教えていただきたい。

事務局：岡山市総合政策審議会の意義、組織、所掌事務を説明し、専門委員会の位置づけについて、総合政策審議会のもとに環境安全部会など5部会と並列して設置される委員会であることを説明。続いて当専門委員会設置の目的等について説明し、関連条例、部会規則、設置要綱を提示。

委員：専門委員会が出した意見について、親会である総合政策審議会に変更、修正加除を加えるのかどうか、それともそのまま市の政策に反映されるのか。

事務局：この専門委員会でいただいた意見は、そのまま行政の今後の進捗に役立てたいと考えており、総合政策審議会に審議をさらにゆだねるということは考えていない。

【し尿処理行政の概要説明】

委員長：それでは「今までのし尿処理行政の概要」について説明していただきたい。

岡山市：し尿処理行政の概要について、資料5をもとに、清掃事業の沿革、終末処理施設の新・増設状況、し尿・浄化槽汚泥処理量の推移、し尿処理料金改定状況等を説明。

【合理化事業の対象についての質疑】

委員：合理化事業で問題になるのは、し尿のうち、公共下水道により処理されているものを除く、生し尿と浄化槽の問題と考えてよいか。

岡山市：生し尿と浄化槽の問題。し尿の収集件数減少については、下水道整備と関係している。また浄化槽増加については、新規で浄化槽の家を建てるもの、し尿からの切りかえと両方がある。

【下水道整備の将来展望についての質疑】

委員：将来的な展望だが、生し尿がだんだんなくなって公共下水道の整備が100%になるのか、浄化槽は残るのか。

岡山市：下水道整備は、人口密度の高いところを効率的に整備するということになっており、岡山市域全域を下水道で整備するという計画にはなっていない。将来的に山間地域等投資効率の悪いところは、合併処理浄化槽で整備するという部分が残る。見通しとしては、今年6月に総合政策審議会の方の答申をいただいたが、平成21年末で汚水処理施設の整備率（下水道、農業集落排水と合併処理浄化槽を含む）8割という言い方をしている。

【施設見学の要望】

委員長：文書だけでは、こういう話はわかりにくいので、できたら関連施設見学のチャンスをつくっていただき、一度現場を見せていただきたい。

事務局：計画をさせていただきたい。

【し尿処理業者の減少についての質疑】

委員：昭和30年許可業者が19社であったのが、現在9に減っているというのは企業合併によるものか、公共下水道ができたことによって減ったのか。また昭和42年に許可制から委託制に切りかえようとしたが、実現しなかった理由は何か。

岡山市：19業者から最終的に9業者になっているのは、単なる企業の統廃合、合併。委

託への切りかえが実現しなかった理由は、把握していない。

【し尿収集手数料の徴収率についての質疑】

委員：昭和 60 年に料金を自主納付制に変更したとなっており、自主納付制という徴収率が悪くなるのでは。ほとんど完全に納付されているのか。

岡山市：やはり滞納が出てくる。平成 14 年度の現年度徴収率が 96.7 %、過年度滞納分徴収率が 14.6 %、トータル 89.5 %が徴収率になる。自主納付に切りかえたということも原因になったと思う。

議題 合理化事業の概要について

【合理化事業の概要説明】

岡山市：合理化事業の概要について、資料 6 をもとに、し尿の収集・運搬体制（委託と許可の違い等）岡山市のし尿収集・運搬体制、合特法が定める合理化事業の内容、岡山市が実施してきた合理化事業、合理化事業計画の策定、合理化事業計画の参考例等により説明。

【下水関係の代替業務の内容についての質疑】

委員：代替事業として挙げられている下水管路施設と下水処理施設の維持管理は、具体的には何をするのか。下水処理センターの運転を任せているということか。

岡山市：具体的には、下水道施設の維持管理業務は浄化センターの運転管理の業務。下水道管路施設の維持管理業務というのは、管の中の清掃。下水道汚泥の運搬業務は、汚泥が出るのでそれを運搬する業務。浄化センター運転管理業務については、5 時から翌朝の 8 時半まで運転管理について、また一部、休日も任せている浄化センターもある。平日の昼間は市職員が行っている。

委員：し尿処理業者受け持ち地区の下水管渠清掃を、し尿処理業者に限定して指名競争入札するというのは、し尿処理業者全体の 9 社を指名するということか。あるいは、「受け持ち地区の管渠清掃」と書いてあるから、1 社を指名するのか、普通、指名競争というのは数社を指名するのではないか。

岡山市：下水整備の影響を受けて業務量を減少させている 4 業者で指名競争入札を行っている。

【合理化事業計画が策定できていない点についての質疑】

副委員長：必要なデータ等の基礎的諸条件が十分に整わなかったために合理化事業計画が策定できなかったということだが、例えばどういうところが整わなかったためにできなかったのか。

岡山市：整わなかったデータとして、今後の下水道整備率が確定的なものとして出されていなかったこと、また、し尿処理業者の区域ごとに何世帯が今後下水につながっていくかというのを集計する作業が別に必要になってくるが、下水道の処理区域と、し尿処理業者の収集受け持ち区域とが一致せず、データを出せなかった。今後は、下水道整備計画を策定したうえで、し尿処理業者の区域ごとに何世帯下水に接続されるという見通しを立てた上で、合理化事業計画を立てることになる。

委員：岡山市は、合理化事業計画を策定できないままに「合特法の趣旨を尊重」した形

で合理化事業を実施してきたというが、見方によれば、場当たりので非常に無責任なという感じもしないではないが、その点はどうか。

委員長：関連したことで、「著しい影響を緩和し」という「著しい」について、数字であらわすのは非常に難しいが、現状ではどのように評価しているのか。

岡山市：確かに合理化事業計画を策定できずにどうやって、ということがある。ただ、昭和 51 年に合特法ができたものの、合理化事業の内容についてあまり明確に書かれておらず「あとはよしなに」、というような状況が実際的にはあった。そこで非常に苦慮し、その時点ごとの社会状況、し尿処理体制の問題も含めて考えながら、業界側と覚書等、一定の協議をしながら進めてきたのが現実であり、厚生省通知の中でも「合理化計画の策定を」と言いながら「合特法の趣旨を尊重して」各市町村が試行錯誤してきた、ということも言っている状況である。国が細かく策定要領を示したのが平成 6 年 3 月だが、なお引き続き、協会との協議が十分に整わなかった。そのような状況のなかで、今回のような監査の指摘を受け、改めてこの合理化事業計画をやらないといけない、ということで現在に至ったということでご理解をいただきたい。それから、「著しい影響」というのは、「収集車両の減車が必要になる程度にし尿収集量が減少しているかどうか」ということを基準に考えている。

議題 過去の経緯について

【過去の経緯の説明】

岡山市：過去の経緯について、資料 8 をもとに岡山市の施策、経過等を説明。

【環境整備協会への代替業務提供についての質疑】

委員：昭和 51 年度から指名競争入札で代替業務を提供していたが、54 年度から環境整備協会に業務提供をしたとあり、これは協会から 9 業者に対し丸投げをしたという趣旨か。その後、協会ではできなくなり個別業者と契約をし、平成 11 年以降は協会へのすべての代替業務提供を廃止して個別業者に切り替えた。もとに戻った。経過の理解は、それでよいか。

岡山市：昭和 54 年度からの協会への業務提供というのは、著しく業務量が減少する業者と反対に減少しない業者のバランスをとる「区域調整」を実施する際の、清算原資とするため、協会へ業務を提供してきたということ。平成 5 年に業者から区域調整をお願いするという要請があった。しかし岡山市は、業者間の調整がつかず平成 8 年に、区域調整は困難と判断した。そうすると、今後協会に出すこと自体意味がなくなってくる。そういうことで、協会に出していた業務のうち、平成 10 年度に一部を、平成 11 年からは全ての業務を、個別の業者に振り分けた。なお、これら協会提供分とは別に、昭和 51 年度以降の個別業者への業務提供は、継続して実施してきている。

委員：環境整備協会の方に出した代替業務は、協会で調整して各業者に割り当てていたということか。

岡山市：環境整備協会から各個別業者に割り当てた業務もあるし、環境整備協会自ら行っ

た業務もある。

委員長：この環境整備協会はどういう協会か。

岡山市：環境整備協会は、し尿処理業者の組合であり、全9業者が加入している。

委員：協会は業務委託の利益相当額を内部留保しているというが、これは市の指導・相談等によるものか、それとも協会の方が自主的に留保したのか。また利益相当額について、業務の何%とか、基準があるのか。

岡山市：内部留保については市と協会双方合意の上で行っている。また、利益相当額、利益率までは確定していない。

委員長：外部監査の結果報告のなかでも、お金を渡したのが留保されて使われてなかった、おかしいと感じるところがあったと思うが、市としては何も指示しない、向こうに任せた、ということか。

岡山市：これについては、組合内部の問題と考えている。

(3) その他

事務局から、今後のスケジュールについて、資料2をもとに説明。

(4) 閉会

小林環境局長が、この事案は大変難しいが、未来志向で考えていただきたい、とあいさつして閉会。